

○ 招 集 告 示

蓮白衛組告示第22号

平成24年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会（12月）を次のとおり招集する。

平成24年12月14日

蓮田白岡衛生組合

管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成24年12月21日（金）午前9時

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成24年第4回定例会 会期 12月21日 1日間

応招議員（12名）

1番	勝 浦	敦 議員	2番	仲 丸	教 子 議員
3番	黒 須	大 一 郎 議員	4番	高 木	隆 三 議員
5番	本 橋	稔 議員	6番	成 田	能 祥 議員
7番	大 高	馨 議員	8番	小 山	由 利 江 議員
9番	興	淳 明 議員	10番	遠 藤	誠 議員
11番	伊 勢 谷	憲 一 議員	12番	山 口	浩 治 議員

不応招議員（なし）

平成24年第4回（12月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

平成24年12月21日（金曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 諸報告
- 7 管理者提出議案の報告並びに上程
- 8 議案第9号～議案第13号の一括上程
- 9 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 10 議案第9号の内容説明
- 11 議案第9号に対する質疑
- 12 討 論
- 13 採 決
- 14 議案第10号の内容説明
- 15 議案第10号に対する質疑
- 16 討 論
- 17 採 決
- 18 議案第11号の内容説明
- 19 議案第11号に対する質疑
- 20 討 論
- 21 採 決
- 22 議案第12号の内容説明
- 23 議案第12号に対する質疑
- 24 討 論
- 25 採 決
- 26 議案第13号の内容説明
- 27 議案第13号に対する質疑
- 28 討 論

29 採 決

30 副管理者のあいさつ

31 閉 会

午前9時開会

出席議員（12名）

1番	勝	浦	敦	議員	2番	仲	丸	教	子	議員		
3番	黒	須	大	一郎	議員	4番	高	木	隆	三	議員	
5番	本	橋	稔	議員	6番	成	田	能	祥	議員		
7番	大	高	馨	議員	8番	小	山	由	利	江	議員	
9番	興		淳	明	議員	10番	遠	藤		誠	議員	
11番	伊	勢	谷	憲	一	議員	12番	山	口	浩	治	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

関	口	隆	久	蓮田市 みどり 環境課長	斉	藤	俊	治	白岡市 環境課長
---	---	---	---	--------------------	---	---	---	---	-------------

説明のための出席者

中	野	和	信	管理者	小	島		卓	副管理者
大	竹	藤	男	会計 管理者	田	口	嘉	章	事務局長
山	崎	喜	紀	庶務課長	黒	崎		晃	廃棄物 対策課長
小	林	秀	之	リサイクル 推進課長	斉	藤		晃	施設課長

事務局職員出席者

書記	関	口	義	明	書記	新	井	僚	二
書記	藤	井	勇	年	書記	高	橋	利	男
書記	二	俣	正	和	書記	中	太	裕	司
書記	田	口	秀	樹					

◇

◎開会の宣告

(午前9時)

○高木隆三議長 12月定例議会のご案内を申し上げましたところ、年末の大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議席の指定

○高木隆三議長 日程第1、議席の指定を行います。

当組合議員のうち白岡市側からの選出議員が欠員となりましたので、白岡市議会より、10月1日をもって、その後任者として遠藤誠議員を選出する旨報告がありました。

遠藤誠議員の議席の指定を行います。会議規則第5条第2項の規定により、議長において、遠藤誠議員の議席を10番と指定いたします。

ここで、遠藤誠議員の挨拶をお願いいたします。

○10番 遠藤 誠議員 皆さん、おはようございます。前議員にかわりまして、10番で議員を務めさせていただきます遠藤です。よろしくお願いいたします。

私はここから2キロぐらいの範囲内に住んでいまして、毎日煙突を見ているような近いところにおりますので、必ずしも私が一番近いのではないような気がするのですが、近くに住んでいる者として、いろいろな勉強させていただいて発言させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高木隆三議長 ありがとうございました。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

2番 仲丸教子 議員

3番 黒須大一郎 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第3、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月21日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 異議なしと認め、さよう決定いたします。



◎諸報告

○高木隆三議長 日程第4、諸報告をいたします。

先般、蓮田市と白岡市の両首長の話し合いが行われましたので、そのときの協議結果について管理者から報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。それでは、ご報告をさせていただきます。

蓮田白岡衛生組合同規約第8条第2項において、「管理者及び副管理者は、関係市の長の協議により、そのうちからそれぞれこれを定める」となっておりますことから、この規定に基づきまして、去る12月10日に衛生組合管理者室におきまして正副管理者会議を開き、協議した結果、引き続き管理者は蓮田市長が、副管理者は白岡市長に決まりましたので、ご報告を申し上げます。

白岡市長の小島市長さんともども協力し合って努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○高木隆三議長 次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

田口事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◇

◎議案第9号～議案第13号の一括上程

○高木隆三議長 議案第9号ないし議案第13号を本定例会に上程いたします。

◇

◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○高木隆三議長 日程第6、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 それでは、高木議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと思いますが、その前に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに、まずもって厚く御礼を申し上げる次第であります。また、議員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。日ごろ両市をはじめ当組合進展のため、議員の皆様には多大なるご尽力を賜っておりますことに、重ねて御礼を申し上げる次第であります。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について申し上げます。白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、提案するものでございます。

次に、議案第10号 蓮田白岡衛生組合塵芥及びし尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例について申し上げます。蓮田白岡衛生組合管内の廃棄物を衛生的に処理するために、塵芥、し尿処理場設置及び管理に関し、必要な事項を定めまして、提案するものでございます。

次に、議案第11号 蓮田白岡衛生組合リサイクルプラザ設置及び管理条例について申し上げます。平成25年4月から開館を予定している蓮田白岡衛生組合リサイクルプラザの設置及び管理に関し、必要な事項を定めまして、提案するものでございます。

次に、議案第12号 蓮田白岡衛生組合行政財産の使用料に関する条例について申し上げます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、蓮田白岡衛生組合行政財産の使用を許可した場合における使用料について定めまして、提案するものでございます。

次に、議案第13号 蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、予算額全体の増減はございませんが、歳出予算の款項目の入れかえに伴うものでございます。

内容につきましては、総務費につきましては、執行見込みがつきましたことから、給与及び職員手当等の減額並びに管理棟の老朽化した水道管の交換工事や、場内看板、表示線等の設置工事費用をお願いするものでございます。

次に、衛生費の委託料につきましては、ほぼ予算執行見込みがつきましたことから、減額をお願いするものでございます。

続いて、工事請負費では、リサイクル工房の雨漏り補修並びにし尿処理施設の各種データを計測・保存する計器データロガーの故障により、急遽その更新に要する費用をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご可決を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、5件の行政報告をさせていただきます。お手元に資料がございますので、どうぞよろしくお願い致します。

最初に、10月からの新たな分別収集の状況についてご報告いたします。平成24年10月1日から開始しました新たな分別収集の状況についてでございますが、このたびの新たな分別収集においては、住民の方々の利便性と収集効率の向上並びにリサイクル品の品質向上を目的として、指定ごみ袋を「金属類」から「燃やせないごみ」へと名称変更し、ペットボトルの単独収集、新たな分別項目として「有害・危険ごみ」の枠を設けさせていただいたところでございます。

これらの実施状況についてご報告させていただきますと、指定ごみ袋の名称変更にあたりましては、色やデザインを一新したことから、指定ごみ袋取扱店が所有している金属類用指定ごみ袋13万3,740枚の在庫について、両市商工会の協力を得ながら交換作業を行ったところであります。

ペットボトルの単独収集におきましては、回収用ネットの導入により、住民の皆様へのご負担をお願いすることから、当初混乱も予想しておりましたが、自治会長、行政区長はもとより、地区の班長の方々のご協力によって周知が徹底され、ペットボトルの品質向上を図ることができ、想像を

超える成果が得られております。

さらに、新たな分別項目として設定した「有害・危険ごみ」におきましては、新たに集積所で収集することになった廃乾電池や使い捨てライターの排出量が多く見られ、廃乾電池につきましては、昨年10月、11月に実施した公共施設や公園などでの拠点回収の収集量1万260キログラムに対し、本年同月による集積所での収集量が1万9,650キログラムと約2倍の回収量となったことや、使い捨てライターの本年10月1カ月での回収量が1,525キログラム、本数にして約7万6,000本となったことから、住民の利便性が図られ、一定の効果が得られたと考えております。

また、これらとあわせて実施した収集区域の見直しにつきましては、これまでの24区域から10区域に見直しされたことで、収集ルートを含めて効率のよい収集体系が確立でき、土曜日の収集をなくして組合での毎週土曜日の受け入れを開始したことによって、持ち込み受け入れの拡充が図られております。

今後においても、住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、当組合一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化、分別の徹底並びにごみの資源化の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、10月から開始した「ふれあい収集」の状況についてご報告申し上げます。「ふれあい収集」は、高齢や障害などによって家庭ごみをみずから集積所まで持ち出すことができない方で、身近な人の協力も得られない方に対して、毎週戸別収集することによってごみ出し支援を行い、あわせてごみの排出状況による生活維持の確認や、収集時の声かけによる安否確認も行う事業であります。今年度9月1日から随時申請を受け付け、現地調査による審査、決定を行い、10月1日から本事業を開始しております。利用対象者は、11月末現在で蓮田市が10件、白岡市が10件、合計20件となっております。

ふれあい収集利用者からは「ごみを出すのが楽になって非常に助かっています」との声や、利用者の親族からは「安否確認ができるので助かります」との声もいただき、住民からの問い合わせも多いことから、需要の拡大が想定されております。今後も、この「ふれあい収集」が福祉に寄与する事業であることを念頭に置いて、利用者の期待に応えるべく事業に取り組んでまいりたいと思います。

次に、リサイクルプラザ併設型ストックヤード建設進捗状況についてご報告申し上げます。平成25年3月に竣工予定の（仮称）リサイクルプラザ併設型ストックヤード建設工事についての進捗状況をご報告いたします。

本年6月から着工しております工事の進捗状況につきましては、既に躯体工事については完了し、現在は内装工事が中心となり、11月末現在の進捗率は61.6%とおおむね順調に進行している状況であります。今後は、工期内の竣工に向けた施工管理と並行して、リサイクルプラザに関する条例の議決を受け、関係規則の整備やリサイクルプラザの年間事業計画作成などの作業を行い、平成25年4月の開館後は、3Rの取り組みやエコ活動推進の拠点となるよう準備を進めてまいりたいと考え

ております。

次に、リサイクル品展示販売会についてご報告いたします。11月25日日曜日から29日木曜日にかけて「第18回リサイクル品展示販売会」を実施いたしました。この事業は、循環型社会の構築に向けた啓発事業の一環として、住民の方々に粗大ごみとして搬入された家具などを再利用していただき、幅広くリサイクルを推進するために開催しているものです。

今回も前回に引き続き、来年度開館予定のリサイクルプラザの運営シミュレーションを兼ねて、抽せん方式による販売方法で実施いたしました。リサイクル品の展示会場では、120点を展示し、420件の申し込みがあった中で抽せんにより100点を販売し、毎回好評となっている肥料販売コーナーでは、事前予約制により838袋販売いたしました。その他、リサイクル意識を啓発を目的として、住民が持参した牛乳パックとトイレットペーパーとの交換や、ペットボトルキャップと肥料とを交換するイベントも実施して大変好評を博しました。

来年度につきましては、リサイクルプラザが開館いたしますので、リサイクル品販売については月1回程度の開催で実施する予定でございます。また、肥料販売や各種交換会につきましては、来年度2回開催予定の環境イベントにおいて実施する予定でございます。

今後はリサイクルプラザを住民啓発施設として活用し、情報発信の場として市民のリサイクル活動及びエコ活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理施設の状況についてご報告いたします。ごみ処理施設につきましては、平成7年2月に竣工して以来、18年を経過しようとしております。当組合ではこの間、各焼却炉内の耐火物補修やバグフィルタのろ布交換などの定期的な修繕を実施して設備の維持管理に努めてまいりましたが、基幹部分である熱交換器や煙道、その他の排ガス、焼却灰等に直接触れる金属構造体については、経年使用により著しく老朽化が進んでいる箇所が見受けられます。

ごみ処理施設の耐用年数については、一般的に20年から25年程度と言われていることから、施設の現状を把握し、今後の中長期的整備計画を策定するため、平成23年度に包括的診断支援業務を実施した結果、基幹部分のうち特に老朽化が進んだ設備を整備することによって、施設の延命化が図れるとの報告がありました。

このため当組合では、平成22年度に環境省で定めた「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」を参考として、長寿命化計画を作成し、この年次計画に基づいて基幹部分の整備をしながら、可能な限り現施設を長期的に使用していきたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第9号の内容説明

○高木隆三議長 日程第7、議案第9号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 それでは、議案第9号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。

それでは、別紙の新旧対照表でご説明を申し上げます。初めに、別表第1の第3条関係ですが、「蕨市」を「蕨市、白岡市」に、「宮代町、白岡町」を「宮代町」に、「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」にそれぞれ改めるものです。

次のページになりますが、別表第2の第4条関係でございますが、同条第1号に掲げる事務の「ふじみ野市」を「ふじみ野市、白岡市」に、「宮代町、白岡町」を「宮代町」に、「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改め、次のページになりますが、同条第2号に掲げる事務の「蕨市」を「蕨市、白岡市」に、「宮代町、白岡町」を「宮代町」に改め、次の同条第3号に掲げる事務で「加須市」を「加須市、白岡市」に、「宮代町、白岡町」を「宮代町」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、別表第3の第6条関係でございますが、第1区のうち、次のページになりますが、「蕨市」を「蕨市、白岡市」に改め、第2区では「宮代町、白岡町」を「宮代町」と改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉縣市町村総合事務組合規約の規定は、平成24年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第9号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

- 高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

- 高木隆三議長 これより採決に入ります。
議案第9号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の内容説明

- 高木隆三議長 日程第8、議案第10号 蓮田白岡衛生組合塵芥及びし尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

- 田口嘉章事務局長 議案第10号 蓮田白岡衛生組合塵芥及びし尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例の改正は、改正前の条例においては、処理場の名称、位置及びその取り扱い範囲が明記されていなかったことから、これらを定めた上で所要の改正並びに文言整理を行うものでございます。

第1条につきましては、目的を定めた上で文言整理を行うものです。

次に、第2条につきましては、塵芥処理場及びし尿処理場の名称及びそれぞれの位置を定めるものでございます。

次に、第4条でございますが、処理場の管理について定めたものでございます。

次の第5条につきましては、処理場で取り扱う塵芥及びし尿の範囲について定めるものでございます。

第6条につきましては、改正前の第5条を第6条と改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、本条例の施行は平成25年1月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第10号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、遠藤誠議員。

○10番 遠藤 誠議員 この塵芥処理場とし尿処理場の所在する位置の根拠は何なのですか。片方が蓮田で、片方が白岡ですよ。例えば事務所があるからとか、本体の何というのですか、例えばけさ、ある家が県境にあって、両方またがっていたら、どっちの住所かといったら、住まいのほうだと言っていたのですけれども、塵芥処理場が蓮田で、し尿処理が白岡ということは、何を根拠にしてこの住所というのを位置を定めているのですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 塵芥処理場、し尿処理場の所在については、それぞれの自治体ですね、所在地の地番をそのまま明記したものでございます。

○高木隆三議長 10番、遠藤誠議員。

○10番 遠藤 誠議員 塵芥処理場は蓮田の地番のところにあるわけですか。し尿処理場は白岡の地番のところにあるということですね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○10番 遠藤 誠議員 はい、わかりました。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 はい、そのとおりでございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

- 高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

- 高木隆三議長 これより採決に入ります。
議案第10号 蓮田白岡衛生組合塵芥及びし尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の内容説明

- 高木隆三議長 日程第9、議案第11号 蓮田白岡衛生組合リサイクルプラザ設置及び管理条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

- 田口嘉章事務局長 それでは、議案第11号 蓮田白岡衛生組合リサイクルプラザ設置及び管理条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、平成25年3月に竣工予定でありますリサイクルプラザの設置及び管理に関し、必要

な事項を定めることを目的としております。

それでは、条文ごとにご説明申し上げます。第1条は、本条例の趣旨について定めたものでございます。

第2条は、リサイクルプラザの設置及び設置の目的について定めております。

第3条は、リサイクルプラザの名称及び位置を定めております。

第4条では、リサイクルプラザの開館時間及び休館日について定めておりまして、開館時間は午前9時から午後5時まで、休館日は日曜日及び年末年始などとしております。

第5条では、リサイクルプラザが行います業務について定めたものでございます。

第6条は、リサイクルプラザの2階にありますが、研修室などの利用できる者の資格について定めたものでございます。

第7条では、研修室等の利用の許可に関する事項を定めたものでございます。

第8条は、利用許可の取り消しについて定めております。

第9条では、施設の利用料について定めるものでございまして、利用料につきましては別表で定めてございます。

第10条では、利用料の減免について定めており、研修室等の利用にあつては、公益上特に必要があると認めるときは、利用料を減額または免除できるものとしております。

次の第11条は、利用料の還付に関する事項を定めております。

第12条では、利用許可以外の目的外利用の禁止について定めております。

第13条では、許可を受けた利用の権利の譲渡などの禁止について定めております。

第14条は、利用者が利用を終了したとき、あるいは第8条の規定により利用許可を取り消された場合の原状回復義務について定めております。

第15条では、リサイクルプラザの秩序を乱す者などの入館の禁止や退館について定めてございます。

第16条では、利用時にリサイクルプラザに損傷等を与えた場合の損害賠償について定めたものでございます。

第17条では、本条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

最後に、附則といたしまして、本条例の施行は平成25年4月1日からとするものでございます。

失礼しました、1点。先ほど第4条で、休館日につきまして、本来「水曜日」を「日曜日」と申し上げてしまいました。大変失礼しました。訂正して、おわび申し上げます。

以上で説明を終わります。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第11号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 まず、4条のところで、水曜日がお休みということで、土日をあけて祝日はお休みということですが、その他ありますが、年間でどのくらい開館日数になりますか。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 年間300日程度の開館となります。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 それでは、この規則の中にリサイクルプラザの備品等の設備の要件とかは書いてありませんけれども、どのような備品、什器等を考えていますか。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 備品につきましては、リサイクルプラザの2階に貸し室があるのですけれども、そこで住民が活動するための机、椅子等、約100人分ぐらいの大きさがありますので、そこに対する事務機、また1階では、そこに事務所がありますので、数人の事務ができるような机、椅子等、また展示スペースとかで展示用のテーブル等幾つか、その程度は、今年度予算をいただいていますので、そちらで対応させていただいております。

以上です。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 9条関係のところ、料金のところですが、会議室、研修室、100円、200円、1時間当たりとありますが、近隣の同様な施設での料金等のお話を聞かせてください。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 近隣の場所のそういった貸し室のところはどの程度なのかということですが、近隣でも同じように1時間当たり200円程度というところで見つけております。また、市内の公共施設等も大体そのような金額になっておりますので、この金額にさせていただいております。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 もう少し詳しくご丁寧にちょっといただきたいというか、近隣の同様な施設というのは、いわゆる公共施設の公民館とかなんとかというのではなくて、リサイクルプラザ的な利用をしている施設において、近隣のどここの何々は幾らになっていきますというふうにお答えしていただきたいかったですけれども。お願いします。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 流山市なのですけれども、リサイクルプラザ・プラザ館につきましては、90平米の大きさを1時間当たり250円。鹿沼市につきましては、66平米で150円、1時間当たりです。そういったものを参考に、当組合の平米数から見て200円が妥当と計算いたしております。以上です。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 もう一つ、正式名称が「蓮田白岡衛生組合リサイクルプラザ」ということですが、この組合のパンフレットにも書いてある「げんちゃん」とか「げんちゃんハウス」とか、愛称を公募したり、愛称をつけるお考えはありますか。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 今、議員さんのおっしゃるように、愛称というのは、今現在、環境センターだよりで募集いたしまして、幾つか募集に応募していただいた方のものがたまっております。それを今後決めていくという時期に今きております。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 ということは、愛称を考えているということで認識してよろしいのですね。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 はい、そのとおりでございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、成田能祥議員。

○6番 成田能祥議員 9条関係の別表の各部屋の平米数を教えていただきたいと思っております。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 会議室につきましては48平米です。研修室1につきましては63平米、研修室2におきましては63平米でございます。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第11号 蓮田白岡衛生組合リサイクルプラザ設置及び管理条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の内容説明

○高木隆三議長 日程第10、議案第12号 蓮田白岡衛生組合行政財産の使用料に関する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 それでは、議案第12号 蓮田白岡衛生組合行政財産の使用料に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、これまで当組合におきます行政財産の使用に関しては、蓮田市に準じた使用料とした上で、その都度管理者決裁で貸与してきております。このたび来年4月のリサイクルプラザの開館に伴いまして、今後新たな行政財産の使用申請がふえることが予想されることから、近隣の一部事務組合の状況を調査したところ、それぞれ独自に条例化されているということもございまして、当組合におきましても行政財産の使用料について定めるものでございます。

それでは、条文ごとにご説明申し上げます。第1条では、条例制定の趣旨について定めたものでございます。

第2条では、別表において使用料の額を定め、その額が100円未満となる場合は100円とすることを定めたものでございます。

次に、第3条では、使用料の納付について定めております。

次に、第4条では、使用料の減額及び免除について定めております。

次の第5条は、納付された使用料の還付について定めたものでございます。

次の第6条では、本条例の施行に関して必要な事項は、管理者が別に定めることを規定しております。

最後に、附則といたしまして、第1項では、施行期日を平成25年4月1日からとし、第2項におきましては、それまでの間の経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第12号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 使用料に関して参考にしたのを、蓮田市の同様な料金を見て決定したといいますが、住所を見ると、リサイクルプラザ等は白岡市になったり、ほかにも蓮田市になったりとかありますけれども、その根拠になる、蓮田市をとったというのは、蓮田市のほうが全般的に高いからですか、それともまた別な考え方でやったのですか、お聞きしたいと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 蓮田市を例にしたということについてですが、この組合の条例、ほかにいろいろと条例ありますが、これらにつきましては、そのほとんどが蓮田市の条例に倣ってきております。したがって、今回の行政財産の使用料に関する条例につきましても、同様に蓮田市に準じた形で作成をさせていただいております。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 先例に倣ってというお話ですけれども、結果的に高目に出ているのですか、安目に出ているのですか、その辺をお聞きしたいと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 金額につきましては、一個一個の違いは多少の差はあるにしても、ほとんど大きな差はございません。

以上です。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 その件については承知しました。

では、今回新しく料金を設定したことによって見込める年間の額という総額はお幾らと考えていますか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 今回新たに条例を制定して、これはこれから使用の申請が上がってくるのが予想されるということで、具体的に今金額が幾らというものは想定は出ておりませんが、恐らく他市町のリサイクルプラザ等を見ましても、自販機であるとか、いろいろなものが置いてありますので、そういったことでの使用料ということでの増加は見込まれるかと思えます。

全体的に、来年度の予算、これから条例のほうを議決いただければ、これに基づいて来年度の予算を計上していくわけですが、前年度の決算をベースに考えていきたいというふうに考えております。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 この次に出る来年度の予算にその項目が新たに歳入なりで生じて、そこに記載されることでわかるということで承知してよろしいですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 今回条例を提案しておりますので、議決をいただきましたら、それに基づいて予算措置をさせていただくということになります。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第12号 蓮田白岡衛生組合行政財産の使用料に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の内容説明

○高木隆三議長 日程第11、議案第13号 平成24年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 それでは、議案第13号 平成24年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきまして内容説明を申し上げます。

なお、今回の補正に関しましては、予算額全体の増減はなく、歳出予算の款項目の入れかえに伴うものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げたいと思いますので、4ページをお開き願いたいと思います。

それでは、歳出につきましてご説明申し上げます。2款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、執行見込みがつきましたので、それぞれ減額するものでございます。

次の9節旅費の普通旅費でございますが、リサイクルプラザ兼ストックヤード建設に係りまして、埼玉県への起債申請や地域計画の変更手続きに伴いまして、その回数が増えたことにより費用をお願いするものでございます。

次に、11節需用費の燃料費でございますが、庁用車用のガソリン価格の高騰や、本年10月からの新たな収集体系変更に伴います周知活動のため庁用車を使用する機会が増加したことに伴いまして、その費用をお願いするものでございます。

次に、18節備品購入費の庁用器具費でございますが、今年度完成予定のリサイクルプラザの事務室等で使用いたします電話複合機1台、ファイリング棚2台、保管庫3台並びに事務機などの購入費用をお願いするものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金につきましては、今年の4月末に退職者が出たことによります、その退職特別負担金の費用をお願いするものでございます。

次の2目財産管理費の15節工事請負費でございますが、管理棟修繕工事は、管理棟が建設後22年を経過していることから、老朽化に伴いまして、水道配管内にさびが出ておりまして、1階の給湯室及びトイレ配管の交換に要する費用をお願いするものでございます。

次の場内看板・表示線等設置工事でございますが、本年3月に竣工予定でございますリサイクルプラザ周辺の場内整備といたしまして、案内看板の設置工事、駐車場等の白線の設置工事、場内水銀灯の配線補修並びに新設工事に要する費用をお願いするものでございます。

次に、3款1項1目清掃総務費、13節委託料でございますが、粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託料及び計量受付業務委託料につきましては、それぞれ執行見込みが確定したことから減額するものでございます。

次の2目じん芥処理費、13節委託料では、ごみ処理施設維持管理測定業務委託料、粗大ごみ処理施設機器保守点検業務委託料、次の5ページにございますごみ処理施設維持管理業務委託料並びに焼却灰等放射性物質濃度測定業務委託料では、それぞれ執行見込みが確定したことから減額するものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料の重機借上料につきましては、粗大ごみ処理施設で使用いたしますミニローダーの借り上げにつきまして、平成25年2月からの5年間のリース代金が確定したことにより減額となります。

次に、15節工事請負費のごみ処理施設補修工事につきましては、ごみ処理施設1階事務室の空調設備が老朽化により空調配管等の腐食が著しく、交換ができないことから、新たな空調設備の設置に要する費用をお願いするものでございます。

次のごみ処理施設機器補修工事は、ごみ処理施設3号炉灰押し装置交換工事が完了したこと、また電気設備保守工事は、ごみ処理施設3号炉誘引送風機の回転数を制御いたします装置の部品交換が完了したことから、それぞれ執行見込みが確定したため減額するものでございます。

次に、リサイクル工房補修工事につきましては、リサイクル家具等の補修作業を行っておりますリサイクル工房の雨漏りがひどく、家具等の補修工事に支障が出ておりますことから、屋根を修復し、あわせて同工房内にございますエアコンの故障により減額に要する経費をお願いするものでございます。

次に、ガラスストックヤード仕切り板補修工事につきましては、ガラスストックヤードの仕切り板の固定金具が経年劣化により破損したため、この補修費用をお願いするものでございます。

次に、3目し尿処理費、13節委託料のし尿処理施設清掃業務委託料につきましては、し尿処理施設の生物脱臭塔ろ材交換業務、高度処理用活性炭交換業務委託料などの執行見込みが確定したことから減額するものでございます。

次のし尿処理施設分析業務委託料につきましても、執行見込みがほぼ確定したことから減額するものでございます。

次に、15節工事請負費の30キロリットル施設変電設備廃止工事につきましては、同変電設備の廃止に伴います撤去工事が完了したため減額するものでございます。

また、次のし尿処理施設データログ更新工事でございますが、本装置は42キロリットルし尿処理施設での処理工程において、それぞれの処理量等の設定変更や全てのデータを収集する重要な装置でございます。現在、この収集データを保存する機能に障害が発生いたしまして、データが自動保存できない状況となっております。また、既にこのメーカーのサポート期間も終了しており、し尿処理情報の管理において、データの継続性が失われることから、早急に装置本体の更新工事が必要なことから、これをお願いするものでございます。

最後に、6ページに職員の給与費明細書を載せてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第13号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、遠藤誠議員。

○10番 遠藤 誠議員 10月からペットボトルとか収集方法とか、そういうのが変わって、さっき管理者の説明の中でも、ペットボトルの品質というか、質がよくなったというふうなことだったのですけれども、今回の補正の中では反映されていないかと思うのですけれども、例えば最終的な24年度の補正の中で、そういうものが影響が今年度中に出てくるのかどうか、例えば売り払いの金額とか、そういうものが若干でも上がってくるのか、お聞きしたいと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 今回補正の内容とは異なるご質問かと思いますが、ご承知のとおり10月1日から収集変更、変えてございます。その結果、特にペットボトル等、ガラス等、それらについては区分がされましたので、処理については従来とは若干違った内容になることが予想されます。最終的にはこれから、前期は従来の方で契約して動いてきていますが、後期につきましても契約自体は変わるものではございませんので、その搬出の量などの調整を行いながら、有利な条件に持っていきたいというふうに考えております。具体的に金額についてはまだ、10月施行したばかりで、搬出回数も少ないということもありますので、現段階では金額等については申し上げるまでは至っておりません。

以上でございます。

○高木隆三議長 10番、遠藤誠議員。

○10番 遠藤 誠議員 24年度の最終の補正があれば、補正か何かで反映されるということによろしいのですね。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 そのとおりでございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 8番、小山です。5ページの3款衛生費、3目し尿処理費の中の15節工事請負費のし尿処理施設データログ更新工事で、先ほどの説明の中で、聞き間違えたらごめんなさいなのですが、現在も保存する、故障していて機能が働かないというふうに聞いたのですが、ということは現在は保存できていないという状況なのかなというふうに理解したのですが、それについて現在の状況はどういった形で保存していくのですか。そのままいくということなのですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 先ほどご説明いたしましたが、これ全部コンピューター管理になっておりまして、現在自動的にデータが保存されるという部分が障害が発生しているということですので、自動的な保存ができないというような、議員さんのご指摘のとおりです。コンピューターの中の本体のほうには保存ができておりますので、それを手動でやりかえなければいけないというような状況でご理解いただければと思います。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、成田能祥議員。

○6番 成田能祥議員 4ページの一般管理費、当初予算に対して減額補正の額が大きい、乖離し過ぎていていると思うのですが、この理由についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 今のご質問でございますけれども、補正につきましては、退職者が4月末に1名発生したことから、こういったような金額が発生しました。

以上です。

○高木隆三議長 6番、成田能祥議員。

○6番 成田能祥議員 4月ということですが、約1年間欠員状態が続くのですけれども、それによって人事政策上影響を受けていないでしょうか。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 こちらにつきましては、臨時職員1名で対応してございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 4ページの庁用器具費で、朝、手渡しでいただいた別表のようになっていると思うのですが、これに当たって、これを購入するということですがけれども、リースを考えて、またリースのほうの見積もり等も検討したのか、しなかったのか、お聞きします。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 リースの購入を考えなかったというご質問でございますけれども、お手元のほうに備品一覧があると思うのですがけれども、ファクス電話複合機とレーザープリンターにつきましては、補正予算を計上する際にリースを考えました。予算的に、数字的には約10万ほど購入したほうが安くつくということで、こちらを計上させていただきました。ほかの机等については全て、現在備品で什器等を使用しておりますけれども、こちらは全て購入したものでございますので、同様な対応をさせていただきました。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 先ほども同僚の議員さんからお話、ご指摘があったとおりに、データログ更新等でコンピューターの集中管理やデータ保存ができなくなってということで、12年ほどでその、多分ハードディスクか何かのぐあいが悪くなったと思うのですがけれども、全体的な補修がかかって、1,300万もかかるような状況で、パソコンというか、コンピューターの機器というのは不安定なものもあります。ファックスの電話複合機やレーザープリンターというのも大体新機種が3年ないしは2年で出てくる中で、購入して財産としてやっていて、また古くなってしまって使い勝手が悪いということも考慮して、リースよりもただ値段だけでやったのか、その辺はちょっとお伺いしたいと思うのですが。機种的にどの程度の機能を持ったやつを検討したのかというところですね。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ご質問、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、これはデータログ更新の内容についてでしょうか。備品購入……

〔「備品のほうで」と言う人あり〕

○田口嘉章事務局長 備品購入……。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 今のご質問でございますけれども、ファックス等複合電話機に関しましては、5年等で対応できるのかなということで、こちらの購入のほうを考えさせていただきました。

〔「プリンターは」と言う人あり〕

○山崎喜紀庶務課長 プリンターも同様でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。
議案第13号 平成24年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり
決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時15分

○高木隆三議長 再開いたします。
現在員12名でございます。
休憩前に引き続き会議を開きます。

◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長　ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可します。

小島副管理者。

○小島　卓副管理者　それでは、閉会前に一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成24年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

今回ご提案申し上げました案件につきまして、慎重ご審議を賜り、ご可決賜りまして、まことにありがとうございました。

また、私、引き続き副管理者として務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。これからも市民の皆様の快適な生活環境の確保を第一に考えまして、今後とも管理者とよく相談をしながら事業執行に当たってまいりますので、議員の皆様方におかれましてはご指導とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会前のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

○高木隆三議長　以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。閉会にしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長　ご異議なしと認めます。

これをもって平成24年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前10時17分